# 横浜市行政不服審査会答申 (第98号)

令和3年3月23日

横浜市行政不服審査会

#### 1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきである との審査庁の判断は妥当である。

### 2 事案概要

本件は、横浜市西福祉保健センター長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して、平成30年6月から令和元年8月までに処分庁が支弁した保護費に係る算定期間に、審査請求人が就労して得た収入及び審査請求人名義の金融機関の口座への第三者からの入金を申告しなかったとして、令和2年9月9日付けで生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第78条第1項の規定に基づく生活保護費用等徴収金決定処分(西生支第●号。以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人が、全く身に覚えがなく明らかに名前を利用されたものであるなどとして本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

なお、審査請求書に記載された審査請求人の住所及び処分庁が把握している審査請求人の現住所は西区○○であるが、審査請求人と同名の者が平成30年に2か所の就労先(以下「本件就労先」という。)に提出した履歴書等に記載した住所や平成26年交付の運転免許証上の住所は、西区△△であり、本件就労先及び調査先金融機関から同じ住所で回答が来ている。また、平成23年の保護決定時の住所は、西区□□であるが、平成26年作成の「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」に本人が記載した住所は西区××となっている。

#### 3 審査請求人の主張の要旨

以前マイナンバー通知カード及び運転免許証を紛失した。就労収入が振り 込まれた銀行口座も覚えがない。名前を利用されたものであって、就労収入 等は得ていないから本件処分は取り消されるべきである。

#### 4 処分庁の主張の要旨

令和元年7月19日、課税台帳突合調査にて、本件就労先から未申告の給与 支払いがあったことが判明した。同日、審査請求人に架電したところ、全く身 に覚えがないと述べた。同月26日、審査請求人を訪問したところ、以前マイ ナンバー通知カードを紛失したので、悪用された可能性があると述べた。

令和元年9月10日、処分庁は、給与振込先の金融機関からの法第29条調査の回答により、本件就労先からの給与振込み及び複数の第三者からの振込み等があったことを確認した。

令和2年1月22日、1か所の就労先から提供された運転免許証の写しから 就労者は審査請求人と判断できると告げたところ、審査請求人は、運転免許証 は紛失し再発行を受けた、給与振込先の金融機関も覚えがないと述べた。この ため、処分庁が神奈川県警察本部に対して照会したところ、審査請求人の運転 免許証は平成26年以降の交付は令和元年7月22日のみであるとの回答があっ た。

令和2年2月26日、処分庁は、給与振込先の金融機関から運転免許証の写 しの提供を受け、1か所の就労先から提供された運転免許証と同一であること を確認した。

以上の事情から、本件就労先からの給与収入は審査請求人自身の就労収入であり、申告がなかったから法第78条に基づき徴収すべきである。本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判 断理由」に記載のとおりとしている。

#### 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

#### (1) 法令の規定等

ア 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、 又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又 は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほ か、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収する ことができる」と定める。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生 省発社第123号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)の第

- 8-3(1) P(7) は、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」とし、第8-3(2) P(7) は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」としている。また、第8-3(1) P(P(1) P(1) P(1)
- ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)のIV 4(2)ウ(ウ)は、法第 78 条によることが妥当であると考えられるものとして、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」を挙げている。
- (2) 争いがないか証拠により認められる事実
  - ア 審査請求人は、平成23年3月17日、生活保護の申請を行い、処分庁は、 同年4月5日付けで保護の開始決定をした。申請時の住所は西区□□であったが、平成25年に西区△△に転居した。
  - イ 処分庁は、平成26年10月20日、審査請求人に対して、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて、法に基づく権利義務等について説明し、了解した旨の書面を受理した。
  - ウ 令和元年7月19日、課税台帳突合調査により平成30年6月から令和元年8月までの間につき、未申告収入があることが判明した。処分庁の職員が確認のために電話したところ、審査請求人は、全く身に覚えがない、自身のてんかん発作及び母の見守りをして生活をしている中、これだけ稼げるのはなぜだろうかなどと回答した。また、同月26日に処分庁の職員が審査請求人の自宅を訪問した際、審査請求人は、以前、外出した際にマイナンバー通知カードを紛失し、それが悪用された可能性があると説明した。
  - エ 令和元年9月10日、給与振込先の金融機関からの法第29条調査の回答により、本件就労先からの給与振込み及び複数人の第三者からの振込み等があったことを確認した。

- オ 令和2年1月22日、処分庁の職員との面接において、審査請求人は、 本件就労収入について身に覚えがない、審査請求人名義の金融機関の口座 についても身に覚えがないと説明した。
- カ 審査請求人は、令和2年4月1日、西区△△から西区○○に転居した。 キ 令和2年9月9日、処分庁は2,496,150円の生活保護費用等の徴収について決定し、審査請求人に通知した。

#### (3) 判断の理由

- ア 審査請求人が処分庁に対して申告しなかった収入は、審査請求人の本件 就労先より平成30年6月から令和元年8月までの間に給与として受領し た2,164,142円(ただし、収入から控除できる雇用保険料等の必要経費を 控除済みの金額)及び審査請求人名義の金融機関の口座に同期間に第三者 から振込入金を受けた332,008円(令和元年7月23日にA銀行に振り込 まれた「B」からの60,000円については収入扱いから除外とのこと。)の 合計2,496,150円である。
- イ 本件就労先及び給与振込先の金融機関は、審査請求人の名前を名乗る者から個人情報を記した書面や運転免許証の写しの提出を受けている。例えば、携帯電話番号は審査請求人のものと一致しているが、審査請求人が主張する紛失して悪用されたとするマイナンバー通知カード及び運転免許証からは、所持者の携帯電話番号を知ることはできない。また、1か所の就労先及び給与振込先の金融機関が運転免許証(平成26年6月16日交付、平成31年7月30日まで有効のもの)の写しの提出を受けたのはそれぞれ平成30年5月、平成29年8月であり、審査請求人は、交付を受けた後に紛失して再発行してもらったと述べるが、審査請求人の運転免許証は平成26年の後は更新による令和元年7月22日まで交付されておらず、再発行を受けたことはないから、再発行を受けたというのは、虚偽の申告である。
- ウ 以上の事実からすると、本件処分の理由となった就労収入は、審査請求 人自身が稼働して得たものと考えるほかなく、審査請求人自身が得たもの と考えられる。よって、アの 2,164,142 円は審査請求人の未申告収入であ る。
- エ また、アの第三者からの振込入金額 332,008 円についても、審査請求人の収入として認定できるため、ウの未申告収入額 2,164,142 円との合計額 2,496,150 円は、その全額を未申告収入額と判断することができる。

- オ この間の生活保護費支弁額は3,451,710円であるから、エの未申告収入額2,496,150円を徴収額と判断することができる。
- カ 徴収額は、法、事務次官通知等に基づいて決定されており、本件処分に 何ら違法又は不当な点はない。

## (4) 結語

以上のとおり、本件処分は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## (6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

# 《 参 考 1 》

# 審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年9月28日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年10月22日	・弁明書等の受理
令和2年10月23日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年11月12日	・質問書の送付について
令和2年11月16日	・反論等の提出について(再依頼)
令和2年11月26日	・質問書に対する回答
令和3年1月5日	・審理手続の終結
令和3年1月12日	・審理員意見書の提出

# 《 参 考 2 》

# 審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年2月16日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
	• 調査審議
令和3年3月23日	・調査審議